

都道府県名	熊本県
市 名	
(質 疑)・支援給付受給者の自宅敷地の崩落に対する対応について 支援給付受給者の自宅敷地の崩落に対する改修費用について、自立更生に必要として社会福祉協議会の生活福祉資金の借用を認め収入認定除外し、なおかつ償還分を必要経費として年金収入から控除することができるか。 ※実施要領第7-3-(3)-エ及び(4)-エ	
(支援給付関係法令通知集 P.271 及び P.273)	
(趣 旨) ・持ち家保有を容認している支援給付受給者について、自宅が崖上にあり、自宅敷地の一部が崩落しており、改修を要望されている。 ・崖下には他人所有の倉庫があり、人は住んでいないが、大雨時には土砂が流入したこともある。(災害関係の改修費の対象外) ・敷地の崩落がすすめば、家屋の基礎等にも影響するおそれがあり、地域社会で安心して、また近隣住民に迷惑をかけず住み続けるためには、改修も必要と思われる。	
(回 答) 「自宅敷地の崩落」が住居としての機能にどのような障害をもたらしているのか、改修費用がどの程度のものかなどに対して、実施機関が個別具体的な判断の上、自立更生のための用途に供される貸付資金として適正であると認めるのであれば、生活福祉資金の借用を認め、所要の額を収入認定除外し、その償還分を必要経費として年金収入等から控除する規定の適用は可能であると考えられる。 しかしながら、将来の費用負担や安全・安心に住むためのことを考慮し、転居等を含めた総合的な検討がなされることが前提になると推察される。	

都道府県名	札幌市
市 名	
(質 疑)	
<p>中国残留邦人等支援給付制度については、本年度、生活保護法の生活扶助基準が見直されるため、給付基準の改定が予定されている。この改定に伴い、説明資料など、厚生労働省側で作成する予定があるかどうか伺いたい。</p>	
(趣 旨)	
<p>大幅な改定は支援給付制度移行後初めてであり、基準改定により中国残留邦人等は不安を感じており、帰国から現在に至るまでのこれまでの各種支援の経緯も考えると、より丁寧な説明や対応が必要である。</p>	
<p>また、説明するにあたり、都道府県や市町村で説明の内容や時期に差異が生じるのは避けなければならない。</p>	
<p>したがって、全国で統一した資料やスケジュール等に基づいて、中国残留邦人等に説明すべきであると考えている。</p>	
<p>本市では、中国残留邦人等を対象とした説明会等の開催も検討していることから、厚生労働省の現時点での検討状況と今後のスケジュールをご教示して頂くとともに、訳文も含めた資料や事務スケジュールの作成について、ぜひ検討をお願いしたい。</p>	
(回 答)	
<p>5月16日に「生活保護法による保護の基準」告示一部改正があり、今後、「生活保護法による保護の実施要領について」などの各通知等も改正予定である。</p>	
<p>よって、勤労控除制度の見直しに伴う収入認定の「控除額」見直し検討結果については、それら通知の発出後にお示しできる予定であるが、大多数の支援給付受給者は前出の告示により影響額が算出できるので、例えば年金収入のみの方には、6月から7月までに十分準備をして説明することが可能と考える。</p>	
<p>今回の生活扶助基準の見直しに伴い、生活支援給付の額が改訂されることについて、受給者である中国残留邦人やその配偶者に対して、見直しによる影響額等について懇切丁寧に説明することが必要である。</p>	
<p>それ以外の8月における改正事項において、勤労控除制度の見直しに伴う収入認定の「控除額」見直しについては現在検討中であるが、その他給付や運用上の取扱い等を変更することは考えていない。</p>	
<p>これらのことについて、会議資料にある参考例「支援給付を受けている皆様へ・平成25年8月から支援給付の額が見直されます(日・中文)」を活用し、毎年6月に行っている収入申告等の把握のための家庭訪問の機会などに説明願いたい。</p>	

都道府県名	神戸市
市名	
(質疑)	<p>1. 「支援・相談員の通訳、自立指導業務における自立支援通訳等派遣事業（地域生活支援事業）の活用について」において、自立支援通訳及び自立指導員の報償費単価を1日9,360円に設定しているが、この設定金額の根拠を示されたい。</p> <p>2. 活動推進費は、年額28,800円を、自立指導員に支給されているが、これを自立支援通訳にも適用できないか検討されたい。</p> <p>3. 本人確認証の有効期間を、現在、最大2年としているが、これを5年とすることはできないか。</p>
(趣旨)	<p>1・2. 本市においては、医療・介護関係の通訳業務が年々増加しており、専門知識を必要とするなど、業務が高度化する傾向にある。</p> <p>また、派遣回数増加に伴い、電話連絡に必要な通信費や連絡回数の増加も負担になっている。</p> <p>そこで、本市として、自立支援通訳の報償費単価の増額を検討しているが、その際の判断材料とさせていただきたいと考えているため。</p> <p>3. ケースワーカーが年に1回は、必ず世帯を訪問し、支援・相談員が随時、支援対象者と連絡をとる中で、状況確認が出来ている。そのため、本人確認証の有効期間を延長しても、業務に支障はないと考える。</p>
(回答)	<p>1. 平成20年度より、自立支援通訳・自立指導員は補助事業として、各自治体の規定に基づき報償等の単価を設定することが可能となっている。</p> <p>平成21年度より支援・相談員が自立支援通訳・自立指導員等を兼ねることが出来るようになったが、これまでそれぞれの業務を行った場合はそれぞれの単価に基づいて支払われていた。</p> <p>平成25年度より、自立支援通訳・自立指導員の業務の内容の重要性、支援・相談員との均衡を考慮し、国では交付基準の単価を<u>支援・相談員の単価である9,360円に引き上げた</u>。</p> <p>今般、参考単価の見直しにより同一の単価とするのは、今後の中国残留邦人等の高齢化による介護及び医療に関する通訳派遣の増加が見込まれる中、委託事業である支援・相談員に通訳業務が集中する事がないよう、補助事業である自立支援通訳を積極的に活用することで、両制度の均衡を考慮して行うものである。</p> <p>2. 現状では、自立支援通訳には活動推進費を支給できないが、自立支援通訳の業務内容の重要性や自立指導員との均衡を考慮し、活動推進費の支給について、実施要領等の改正を含め検討ていきたい。</p> <p>3. 「本人確認証」は2年ごとの発行を原則としているが、支援給付制度創設当時の他制度（医療保険等）における取扱いなどを参考にして定められており、特に現在においても早急に変更する必要性があるとは認識していない。</p> <p>そもそも「本人確認証」は、支援給付が支給決定されている者であることを指定医療機関等において確認するためのものであり、現在はその周知も進み適正な取扱いが定着し、概ね円滑に実施されている段階であるので、当該状況を尊重し、ご質問の有効期間の延長は今後の検討課題としたい。</p>

<以上>